

宮城県環境影響評価条例等の改正(案)の概要

1 周知機会の新設等による環境コミュニケーションの拡充

- 事業計画概要書手続の新設
- 第2種事業に係る説明会等の義務化，住民等からの意見提出機会の創設

2 条例対象規模要件の見直し

- 発電事業に係る第2種事業の規模要件を県全域（仙台市を除く）に適用
- 国における環境影響評価に係る適正規模の検討結果を踏まえた規模要件
- 企業誘致の推進と環境影響評価の両立に向けた規模要件

事業種	第1種事業		第2種事業	
	現行	改正案	現行	改正案
風力発電所	7,500kW以上	37,500kW以上	5,000kW以上（一部地域※限定）	25,000kW以上
太陽電池発電所	30,000kW以上 又は75ha以上	30,000kW以上	50ha以上（一部地域※限定）	20,000kW以上
工場・事業場 用地造成事業	75ha以上	75ha以上又は 100ha以上（工業専用地域に限る）	50ha以上（一部地域※限定）	改正なし

※国立公園，国定公園，県立自然公園，鳥獣保護区特別地区，県自然環境保全地域，緑地環境保全地域

3 その他所要の改正

- 条例対象事業者に対する報告・立入機会の拡充
- 条例違反等に係る免許等所管機関への通知
- 国の制度見直し内容との整合 等

改正内容1 周知機会の新設等による環境コミュニケーションの拡充

- より早期の計画立案段階における「事業計画の把握」と「地域（住民，行政）との対話プロセスの追加」
 - 事業計画概要書手続の新設（事業計画概要書の提出，住民・市町村への説明及び住民等意見に配慮した方法書作成の義務化）
 - 関係機関への事業計画概要書送付による情報提供（免許等手続等の確認）
 - 第2種事業準備書に係る公告・縦覧，説明会開催，住民等意見に配慮した評価書作成の義務化



改正内容2 条例対象規模要件の見直し

- 発電事業に係る第2種事業の規模要件を県全域（仙台市を除く）に適用
山間部等における発電事業の増加を踏まえ、第2種事業の地域限定を外して県全域（仙台市を除く）に適用し、環境保全への適正な配慮と環境コミュニケーションを強化

- 規模要件の見直し

- 風力発電事業規模要件の見直し

- 環境影響評価法施行令改正（令和3年10月31日施行）との整合
- 条例第1種事業：3.75万kW以上（スクリーニングされる法第2種事業を補完）
- 条例第2種事業：2.5万kW（25ha相当[※]）以上3.75万kW未満
※ 法の適正規模算定方法に準じ、条例における適正規模「規模が大きく、著しい環境影響のある面的開発事業規模50ha」に空間影響を加味

- 太陽電池発電事業規模要件の見直し

- 面積要件を併せて規定していたが、発電事業の一連性判断に係る法との不整合を解消

		法（令和3年10月施行）		条例	
		第1種事業	第2種事業	第1種事業	第2種事業
風力発電所	現行	10,000kW以上	7,500kW以上	7,500kW以上	5,000kW以上（一部地域 [※] 限定）
	改正案	50,000kW以上	37,500kW以上	37,500kW以上	25,000kW以上（県内全域対象）
太陽電池発電所	現行	40,000kW以上	30,000kW以上	30,000kW以上又は75ha以上	50ha以上（一部地域 [※] 限定）
	改正案	改正対象外	改正対象外	30,000kW以上	20,000kW以上（県内全域対象）

- 工場・事業場用地造成事業規模要件の見直し

- 条例第1種事業を工業専用地域に限り100ha以上とする
- 市町村及び住民等の意向を踏まえた上で決定した工業専用地域への企業立地の促進

工場事業場用地造成事業	法	条例	
		第1種事業	第2種事業
現行	対象事業	75ha以上	50ha以上75ha未満（一部地域 [※] 限定）
改正案	無	75ha以上又は100ha以上（工業専用地域に限る）	改正対象外

改正内容3 その他所要の改正(文言整理等含む)

- 条例対象事業者への報告・立入機会の拡充など

- 工事着手後に限定されている報告・立入等を条例手続開始後から可能に改正
- 条例違反等に係る免許等所管機関への通知を規定

- ※ 国における規制改革実施計画等を踏まえた検討状況との整合

- 風力発電事業における立地地域の環境特性を踏まえた効果的・効率的な環境影響評価制度の在り方について検討中（令和4年度結論予定）
- 改正地球温暖化対策推進法における再エネ促進地域への環境影響評価手続の簡略化について検討中（令和4年4月施行予定）